第十二号イ中「第七十一条」の下に「若しくは第七十一条の四」を加える。

第十三号イの(1)及び第十八号イの(1)中「部室」を「部屋」に、「建設」を「建物」に改める。

第二十号ロ中「建設」を「建物」に改める。

第三　厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号イの(2)中「（通所給付費等単位数表第１の２」を「（指定通所基準第五条第一項」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）」を加え、「基準該当通所支援」を「基準該当児童発達支援事業所」に改める。

第四　厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）を次のように改正する。

第一号イ中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を行う事業所をいう。」を「（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。」に改め、同イの表上欄(1)中「厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号。以下「第二百六十九号告示」という。）第二号ロ(1)㈣に基づく」を「同令第五十四条の五において準用する同令第三十七条に規定する運営規程に定められている」に改め、同号ロの表上欄(2)中「第二百六十九号告示第二号ロ(1)㈠又は㈡」を「指定通所基準第五十四条の二第一項第一号又は第二号」に改め、同号ハの表上欄(2)中「第二百六十九号告示第二号ロ(1)㈤に基づき定めた当該基準該当児童発達支援事業所の」を「指定通所基準第五十四条の五において準用する同令第三十七条に規定する運営規程に定められている」に改める。

第二号ロ中「（法」を「（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）」に改める。

第三号イ中「（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を行う事業所をいう。」を「（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。」に改め、同イの表上欄(1)中「第六十九条」を「第六十三条」に、「第二百六十九号告示第八号ロ(1)㈣に基づく」を「指定通所基準第七十一条の四において準用する同令第六十三条に規定する運営規程に定められている」に改め、同号ロの表上欄(2)中「第二百六十九号告示第八号ロ(1)㈠又は㈡」を「指定通所基準第七十一条の二第一項第一号又は第二号」に改め、同号ハの表上欄(2)中「第二百六十九号告示第八号ロ(1)㈤に基づき定めた当該基準該当放課後等デイサービス事業所の」を「指定通所基準第七十一条の四において準用する同令第六十三条に規定する運営規程に定められている」に改める。

第五　次に掲げる告示の規定中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

一　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第五号

二　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）第一号

三　厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）本文第六　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第２の６の注中「（国」の下に「、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を加える。

第七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）を次のように改正する。

別表第７の１の注15中「若しくは基準該当通所支援（児童福祉法第21条の５の４第１項第２号に規定する基準該当通所支援をいう。）」を「、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」に改める。

○厚生労働省告示第百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一条中第十八号を第二十二号とし、第十一号から第十七号を四号ずつ繰り下げ、第十号中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「居宅介護従業者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に、「平成十八年十月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

第一条中第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「居宅介護従業者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に改め、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条第五号中「別表第五」を「別表第七」に改め、同号を第七号とし、同条第四号中「別表第三又は別表第四」を「別表第五又は別表第六」に改め、同号を第六号とし、同条第三号中「別表第一から別表第三」を「別表第二から別表第四」に改め、同号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　障害者居宅介護従業者基礎研修（障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条第二号中「居宅介護従業者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に、「に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得」を「の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得」に、「平成十八年厚生労働省告示第二百十九号」を「平成二十四年厚生労働省告示第七十一号」に改め、「第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四」を削り、同号を第三号とする。